

鈴鹿市意見公募手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市まちづくり基本条例（平成24年鈴鹿市条例第18号）第13条の規定に基づき、まちづくりに市民が参加できる仕組み及び市民との協働を推進する仕組みを整備する一環として、市の基本的な政策等の策定過程に市民等の意見を反映するために実施する意見公募手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その案を公表し、市民等から当該公表したものに対する意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、当該意見等を考慮して必要な意思決定を行うとともに、当該意見等の内容とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 本市に納税義務を有する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

(実施対象)

第3条 市長は、次の各号に掲げるもの（以下「計画の策定等」という。）について、意見公募手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (2) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の策定
- (3) 市又は個別の行政分野における基本的政策を定める構想、計画、指針、その他基本的な事項を定めるものの策定又は改定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が意見公募手続を実施することが適当と判断したもの

(適用除外)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、計画の策定等が次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続の実施を省略することができる。

- (1) 緊急を要するものである場合
- (2) 軽微なものである場合
- (3) 市長に裁量の余地がないものである場合
- (4) 他の法令等に基づきこの要綱に定める手続と同様の手続が定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに準じる機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て作成した報告、答申等に基づき、市長が必要な意思決定を行う場合
- (6) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する場合

(計画の策定等の案等の公表)

第5条 市長は、計画の策定等について必要な意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画の策定等の案を公表するものとする。

2 前項の場合においては、市民等が当該計画の策定等の案について十分理解できるよう、次に掲げる事項を含む資料（以下「参考資料」という。）も併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画の策定等の案の趣旨、目的及び背景
- (2) 計画の策定等の案の概要及び解説
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該計画の策定等の案に対する市民等の理解を促すと考えられる資料

3 前2項の規定による計画の策定等の案及び参考資料（以下「計画の策定等の案等」という。）の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 意見公募手続を実施する課（鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）第2条に規定する技術監理契約課、鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条第1項に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。）窓口における配付
 - (2) 地区市民センター（鈴鹿市行政組織条例第4条に規定する地区市民センターをいう。）窓口における配付
 - (3) 総務部総務課窓口における配付
 - (4) 市のホームページへの掲載
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 4 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、次に掲げる事項を市の広報紙及び市のホームページに掲載し、意見公募手続の実施を市民等に周知するものとする。
- (1) 計画の策定等の案の概要
 - (2) 意見等を提出できるものの範囲
 - (3) 意見等の募集期間
 - (4) 計画の策定等の案等の公表場所
 - (5) 意見等の提出方法
- （意見等の募集）
- 第6条** 市長は、計画の策定等の案等の公表をしたときは、当該公表をした日の翌日から起算して30日以上期間を設けて、市民等から計画の策定等の案についての意見等を募集するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。
- 2 前項の規定による募集をするときは、市民等に対し住所又は所在地、氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）の明示を求めるものとする。
- （意見等の取扱い）
- 第7条** 市長は、前条第1項の規定による募集に応募があった意見等を十分考慮して、計画の策定等についての必要な意思決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の内容及び当該意見等に対する市の考え方を公表するものとする。ただし、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条各号に掲げる情報に該当する場合については、この限りでない。
- 3 前項本文の規定による公表は、第1項の意見等のうち、類似する意見等に対する市の考え方をまとめて行うことができるものとし、意見等を提出した市民等に対し個別の回答は行わないものとする。
- 4 第2項本文の規定による公表については、第5条第3項の規定を準用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、計画の策定等に直接関係のない意見等が寄せられた場合は、市に対する一般的な意見として取り扱うものとする。
- （実施状況の公表）
- 第8条** 市長は、意見公募手続の実施状況を市のホームページに掲載して公表するものとする。
- （その他）
- 第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- 附 則**
- （施行期日）
- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示の施行の際、現に計画の策定等の過程にある場合については、この要綱の規定は、適用しない。
- 附 則**（平成28年3月25日告示第87号）
- この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則**（令和6年3月26日告示第53号）
- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則**（令和6年10月30日告示第217号）
- この告示は、公表の日から施行する。